

公 示

下記農地は第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和6年7月12日

飯豊町農業委員会 会長 安部 数幸



記

1 農地の所在等 飯豊町

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類	農地法第32条又は第33条の該当条項等	農地の所有者等の情報
大字中字北中里2608	田	4,939	賃借権	法第33条第1項	(亡)嶋貫 新助
大字中字天神2546	田	1,951	賃借権	法第33条第1項	(亡)嶋貫 新助
大字中字中里446	畑	67	賃借権	法第33条第1項	(亡)嶋貫 新助
大字中字中里522-1	畑	176	賃借権	法第33条第1項	(亡)嶋貫 新助
大字中字中里523-1	畑	59	賃借権	法第33条第1項	(亡)嶋貫 新助
大字中字中里3441	田	706	賃借権	法第33条第1項	(亡)嶋貫 新助
大字中字中里3441-1	田	92	賃借権	法第33条第1項	(亡)嶋貫 新助
大字中字中里3445	畑	130	賃借権	法第33条第1項	(亡)嶋貫 新助
大字中字中里3446	畑	30	賃借権	法第33条第1項	(亡)嶋貫 新助
大字中字中里3447	畑	97	賃借権	法第33条第1項	(亡)嶋貫 新助
大字中字中里3447-1	畑	41	賃借権	法第33条第1項	(亡)嶋貫 新助
大字中字中里3448	田	104	賃借権	法第33条第1項	(亡)嶋貫 新助
大字中字中里3449	田	2,243	賃借権	法第33条第1項	(亡)嶋貫 新助
大字中字中里3449-1	田	70	賃借権	法第33条第1項	(亡)嶋貫 新助
大字中字中里3451	田	1,405	賃借権	法第33条第1項	(亡)嶋貫 新助
大字中字中里3452	田	1,319	賃借権	法第33条第1項	(亡)嶋貫 新助
大字萩生字阿弥陀堂一1981-6	畑	178	賃借権	法第33条第1項	(亡)手塚 一夫
大字萩生字阿弥陀堂4548	田	1,464	賃借権	法第33条第1項	(亡)手塚 一夫
大字萩生字阿弥陀堂4549	田	888	賃借権	法第33条第1項	(亡)手塚 一夫
大字黒沢字町田546-1	畑	256	賃借権	法第33条第1項	(亡)鈴木 保
大字黒沢字町田2878-1	田	2,489	賃借権	法第33条第1項	(亡)鈴木 保
大字黒沢字東大畑1204-3	畑	252	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字黒沢字南館1316-4	畑	541	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字黒沢字南館3347	田	500	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎



所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利 の種類	農地法第32条又は 第33条の該当 条項等	農地の所有者等の 情報
大字黒沢字南館3348	田	3,552	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字黒沢字南館3356	畑	189	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字黒沢字南館3357-1	田	11,509	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字黒沢字南館3367-1	田	451	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字黒沢字旭3261-1	田	5,911	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字黒沢字旭3262-1	田	3,731	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字黒沢字大畑1281-4	畑	59	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字黒沢字大畑1298	畑	101	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字黒沢字大畑3467	畑	152	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字黒沢字大畑3472-2	田	1,053	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字黒沢字大畑3472-3	田	652	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字黒沢字大畑3473-1	田	6,037	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字黒沢字大畑3473-2	田	275	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字高峰字小山沼二2339	田	89	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字高峰字小山沼二2361	田	7	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字高峰字小山二2386	田	357	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字高峰字小山二2387	田	571	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字高峰字小山二2388	田	1,411	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字高峰字小山二2389	田	2,109	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字高峰字小山二2409-5	田	1,431	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字高峰字小山二2412-1	田	230	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字高峰字小山三2414	田	43	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字高峰字小山三2415	田	50	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字高峰字小山三2417	田	43	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字高峰字小山登途2424	田	76	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字高峰字小山登途2428-3	田	884	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字広河原字猿兀下72	田	730	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字広河原字猿兀下72-乙	田	33	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字広河原字猿兀下73	田	935	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字広河原字猿兀下74	田	195	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字広河原字猿兀下75	田	876	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字広河原字猿兀下76	田	1940	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字広河原字猿兀下76-2	田	122	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字広河原字猿兀下76-3	田	105	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字広河原字猿兀下77-1	田	3731	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字広河原字猿兀下78-1	畑	102	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字広河原字猿兀下80-1	田	893	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字広河原字猿兀下81	田	849	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎



所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利 の種類	農地法第32条又は第33条の該当 条項等	農地の所有者等の 情報
大字広河原字猿兀下81-1	田	76	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字広河原字猿兀下82	田	1467	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字広河原字猿兀下82-1	田	83	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字広河原字猿兀下83-1	田	21	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字広河原字猿兀下83-2	田	403	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎
大字広河原字猿兀下83-3	田	952	賃借権	法第33条第1項	(亡)渡部 亥一郎

農地法第32条第1項第1号

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地  
農地法第32条第1項第2号

その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第33条第1項

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

- 2 この公示は、農地法第32条第1項第1号、第2号及び同法第33条第1項の農地について、当該農地について同法第32条第2項及び第3項(これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。)の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者(以下「所有者等」という。)を確知できないことから行うものである(農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む)。
- 3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。
  - (1) 申出を行う者の氏名、住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名)
  - (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積
- 4 また、この公示があった日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地(農地法第32条第1項第2号に該当するものを除く。)について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。